

食品衛生法施行条例（平成11年長野県条例第51号）

（営業の施設についての基準）

第4条 法第54条の規定により条例で定める営業の施設についての基準は、政令第35条各号に掲げる営業（同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。）に共通する事項については別表第1、同条各号に掲げる営業ごとの事項については別表第2（法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格（別表第1及び別表第2において「基準又は規格」という。）に適合する生食用食肉又はふぐを取り扱う場合にあっては、別表第2及び別表第3）のとおりとする。

（別表第2）（第4条関係）

【業種別の営業施設の基準】

6 政令第35条第6号に規定する集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備（生乳の受入検査を外部に委託する場合にあっては、生乳の貯蔵設備）を有すること。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。